

平成29年第6回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成29年6月16日(金) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席委員
- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 議長 山本 正二 | 1番 永富 典雄 | 2番 野村 久幸 |
| 3番 藤井 英雄 | 4番 野尻 涉 | 5番 |
| 6番 安部 好恵 | 7番 馬屋原 眞一 | 8番 安富 法明 |
| 9番 三好 堯 | 10番 俵 薫 | 11番 平嶋 康秀 |
| 12番 三好 睦子 | | 14番 田口 幸雄 |
| 15番 松原 正晴 | 16番 石田 健治郎 | 17番 中島 紘一 |
| 18番 井上 道雄 | 19番 田中 剛二 | 20番 阿座上 五六 |
| 21番 原田 一馬 | 22番 | 23番 井町 哲 |
| 24番 鮎川 幸彦 | 25番 篠田 巧 | 26番 岸 英法 |
| 27番 三戸 勲 | 28番 山中 佳子 | 29番 中野 修 |
| 30番 藤岡 和文 | 31番 野村 孝 | 32番 吉村 徹 |
| 33番 井上 兼夫 | 34番 伊藤 新司 | 35番 伊藤 太一 |
| 36番 桑原 正彦 | 37番 山本 正二 | |
- 4 欠席委員 13番 大野 龍男
- 5 事務局 事務局長 安永 一男 主幹 中村 正寿 主査 篠田 淳也

事務局	午後2時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より平成29年第6回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は35名中、34名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、13番 大野委員が欠席でございます。続きまして美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。それでは議事録署名委員を指名いたします。16番 石田委員、34番 伊藤委員。よろしく願いいたします。皆さん、水がなくて大変な時期だと思います。しかし今日は総会が長くなるのではないかというふうに思っております。それから先程、私が配りました文書ですが前回の県の常設審議会の中で中野委員より質問がありましたことを県へ問いましたら資料として持ってきて説明をした時のものになります。参考になるところがあれば参考に使っていただけたらというふうに思いましてお配りいたしました。特別に説明はしませんので、よろしく願いいたします。それと最後に推進委員の選考委員を決めたいと思いますので旧美祢市、秋芳、美東地区で集まって協議をしていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。</p> <p>議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。番号1, 2を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。体調不良により耕作管理が困難な譲渡人が申請地の近くに住む譲受人に農地を売り渡すものがございます。許可要件について説明いたします。第1号の全部効率利用要件についてですが譲受人につきましては現在の耕作地について耕作管理が全て認められます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。第4号の農作業常時従事要件ですが譲受人と家族の農作業を行う日数はこれを満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件には該当しません。第7号の周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上の通り許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。長年、申請地を小作していた譲受人が譲渡人に売買を申し出て合意されたものがございます。許可要件について説明いたします。第1号の全部効率利用要件についてですが譲受人につきましては現在の耕作地について耕作管理が全て認められます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。第4号の農作</p>

	業常時従事要件ですが譲受人と家族の農作業を行う日数はこれを満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件には該当しません。第7号の周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上の通り許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
2番	2番、野村です。6月7日に会長、藤井委員、事務局で現地調査を行いました。1番ですが今年は雨も少なく苦勞されておられるようですが全部耕作されているということです。
3番	3番、藤井です。2番ですが場所は●●●の方に入っていきますと●●●●●がございます。その周辺になります。問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
12番	12番、三好です。1番ですが問題ありません。
8番	2番ですが後で4条の報告が出てきますが地図を見ていただくと申請地の横に農業用倉庫が建っておりました。後で報告が出ますが農業用倉庫の転用ということで申請をして申請地を3条で売買されます。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、

事務局	<p>並びに説明をお願いいたします。</p> <p>朗読。</p> <p>申請地は●●●●●から南西に2.3kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請者は市内に居住し農業を営む者です。農地の一部に農家用住宅1棟、苗置場、通路を設置され残地につきましては畑として利用を続けられるものでございます。この件につきましては昭和31年に農地法の許可を得ることなく申請者の父親により農家住宅が建設され今日まで住宅敷地をして利用されております。このことに対するお詫びと今後、農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。この案件につきましては農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>事務局から説明がありました通り住宅も建っており、このままで致し方ないと思っております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
19番	<p>ありません。</p>
議長	<p>委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し諮問会議に附します。</p> <p>続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。番号1から4を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>

2番	2番、野村です。2番ですが●●から●●方面へ行き●●●●●の裏側になります。第1種農地ですが許可の対象となり今となつてはあまり言えませんが、このような広い田を転用していたら農業関係は今後なくなるのではないのかなと思いました。致し方ないとは思いますが将来的には基盤整備され、ある程度まとまった田は第1種農地から外さないような方向をむいていかないといけないのではないかと私は思いました。3番ですが申請地周辺は荒れ放題でした。ハナシバを植えて管理されるのならいいかなと思っております。
3番	3番、藤井です。4番ですが申請地は●●集落の真ん中あたりになります。問題ないと思えます。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
6番	6番、安部です。1番ですが説明があった通りで問題ありません。
12番	12番、三好です。先程申し遅れましたが当日、現地調査に行けなくて後日、確認をしました。2番ですが第1種農地で、もったいないと思いましたが転用の要件に満たしているので問題ないと思えます。3番ですが以前、木が高くなっているのでもなんとかしてほしいという意見をもらいましたが今回はハナシバを植えられるということで木が高くなって困るということはないと思えますので問題ないと思えます。
25番	25番、篠田です。4番ですが図面でもわかりますように周りが住宅ですので見苦しくならないように環境面に努めていただければ問題ないものと思えます。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声)それでは採決に移りたいと思えます。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定し諮問会議に附します。 続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請について議題といたします。番号1から3を事務局

事務局	<p>より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●から東に4kmの位置にある農用区域内農地です。県道沿いの田の一角に携帯電話の基地局を設置される届出でございます。</p> <p>2件目。申請地は●●●●●から北に3.2kmの位置にある農用区域内農地です。杉を植林されるための除外申請でございます。</p> <p>3件目。申請地は●●●●●から北に3.2kmから3.3kmの位置にある農用区域内農地です。杉を植林されるための除外申請でございます。申請地③につきましては近隣の田に影響があるおそれがありますので植林につきましては敷地から3mほどあけて植えていただく指導がありました。こちらにつきましては申請者と隣接地の所有者記名の承諾書が提出されております。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
3番	<p>3番、藤井です。1番ですが道路のすぐ側になります。問題ないと思います。2番、3番ですが申請地は県道●●号線を●●●●●方面へ向かう●●を過ぎた辺りになります。申請地は山際にあり、ほ場整備をしておりません。問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
9番	<p>9番、三好です。1番ですが問題ないと思います。</p>
10番	<p>10番、俵です。2番、3番ですが事務局から説明がありましたが3mほどあけて植林するということで問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声)それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案に対し当番委員の報告する協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>

議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は協議結果を附して市長へ送付いたします。</p> <p>続きまして議事順位第5 議案第5号 農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回は全体で9筆ございます。全体面積17,542㎡、貸し手が4名、受け手が3名でございます。内訳につきましては4ページ目でございます。1番目につきましては受け手が地元の農業者でございます。2ヘクタール以上耕作されておられます。2番、3番、4番につきましては受け手が認定農業者でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、全て効率的に利用することが認められ、また常時従事することが認められるということをご報告いたします。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より何か補足説明等ございましたらお願いいたします。なければ委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。なければ採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。(はいの声) 議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は原案の通り決定いたします。</p> <p>続きまして議事順位第6 議案第6号 農地等利用最適化推進に基づく意見書の提出について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>農業委員会法が平成28年に新たに制定されました。今まで第6条第3項による建議という項目がありました。これに基づいて建議をしておりましたが農業委員会法の改正により第38条第1項になりました。今日、配布しております1枚紙に農業委員会等に関する法律の第38条の法律でございます。この法律に伴いまして農業振興部会が今まで事務を遂行して得られた知見に基づき事務を効率化するために提言するものでございます。提言書は12ページに書いてありますが美祢市農業対策についての要望ということで記載しております。主に3本柱で1. 定住者、農業従事者の確保。2. 生産環境、資源の確保。3. 農業生産の拡大への取り組みとして3つ提言しております。この会議で議決されましたら、この要望を本日の4時に市長に会うようになっておりますの</p>

	<p>で、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。野村部会長さんより何か補足がありましたらお願ひいたします。</p>
2 番	<p>農業振興部会の方の、ご協力と努力でこのような案がまとまりましたので皆様へおはこびいたします。これで、ご了承いただければと思います。後の要望につきましては次の方で審議、提言されていかれたらいいのではないかと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。お疲れでございました。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願ひいたします。</p>
1 1 番	<p>農業に直面する課題ということであげられていると思いますが、この3本柱の中に鳥獣被害というものは入らないのですか。鳥獣被害は社会的問題になっていますが、このへんはどう思われますか。</p>
2 番	<p>鳥獣被害も大変ですが農業を止められる方が、まだ大変だと思います。今の美祢市の農業を維持するだけでも大変です。県から言わせると国の予算がないのでと常に言われます。新規にやられる方は一年に2名か3名いらっしゃいます。これにも書いてありますが45歳以下の方は補助がありますが45歳を過ぎると補助がありません。美祢に残ってやりたいという方もいらっしゃいますので少しでも補助をしていただきたいということで皆さん方の意見をこのように文書にいたしました。しかし鳥獣被害も大変だということも分かっております。皆さん方も要望は、常にあると思います。この要望をどのようにあげていくかとなると今後は要請だけでは無理だろうとっております。これが私どもの意見です。</p>
1 1 番	<p>我々が直面するのは後継者問題です。鳥獣被害は毎回誰かが総会で質問されますが、予算のこともあるので、難しいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>
2 9 番	<p>いいですか？ 3. 農業生産の拡大への取り組みの不耕作農地の増加は地域の景観を損ない、荒廃地域の拡大は市が掲げる観光交流拠点の意義も失いかねません。不耕作地に高齢者でも管理がしやすく且つ経済性を持った景観作物を地域ブランドとして発展させる取り組みが重要だと書いてありますが誰がするのですか。</p>

2番	確かに色々と案はありました。しかし田を作るということが今、限界にきています。景観を残すだけだと長く続かないと言われてまして少しでも、お金に変わるものをしていけばいいのではないかと思います。誰がやるかということ田にしても誰がやるかということになります。
29番	田が作れないから荒らすわけですよ。農業委員会から荒らさないで下さいと言っても誰がやるのですか。誰か借りてやればいいのでは？出来ないから荒らすんですよ。
2番	何もしなければ荒れたままでいいかというふうになると思います。
29番	でも、そうなるしかないのではないですか？
議長	ちょっといいですか。今、誰がやるのか。やらないと仕方ないという話になっておりますが実際には今後こういう土地について何も対策をしない農業委員会がペナルティといいますか色々な責任が課せられてくるような農業委員会法に変わってきております。対策として、この中で一人でも多くの新規就農者を確保するために1の(1)に書かれております。このへんを生かしながら耕作する人が一人でも多く美祢市に呼び込む。実は今年の初めに私、東京であります就農フェアに行っていました。山口県内の取り組みは非常にいいです。農林課に報告をした時に、やるのであれば腰を入れて本格的にやれば、まだまだ美祢市に来てもらえる可能性がある。その為には何らかの形で仮住まいの家から、きちんとしなければ来てくれないよという話をしました。ただ、それでは誰がやるのかということになると、そういう人達を一人でも連れてきてやってもらう方法に進まなければどうしようもない。中野委員が言われる通り、どんどん荒廃地が増えております。高齢化も進んでおりますので荒廃地はまだまだ増えるのではないかとこのふうにも思っております。どちらにしろ手を打つ、意見を言わなければ何も出来ませんので私としては今回の要望を話していけばいいのではないかとこのふうにも思います。
12番	12番、三好です。荒廃農地をどうするかということで農業新聞やインターネットを見ましたら農業新聞では、えごまの事が載っていました。萩では油が取れる椿油をされていると報告がありましたので美祢市においても荒廃農地に、ひまわりや菜種を植えたら消費者と生産者の交流もあるのではないかと思いますし荒廃農地を少なくする方法として有効だと思います。消費者の方にも来てもらって田の一角に自分達でお米を植えてもらい農業の大切さを分かってもらって新規就農にも繋がると思って提案しました。

29番	先程も言いましたが、ひまわりにしても菜種、えごまにしても、ものすごく手がかかります。
9番	要望の中に有機農業というのは別段うたっていませんが、そのへんはどうなのでしょう。
議長	そのへんについては、私は部会に在籍しておりませんが、これをやることによって次へと発展していくのではないかと思います。こんなことを言ったら責任転嫁と言われるかも知れませんが実際に部会を開催していただいて、ここまで取りまとめてもらった。今まで私が知っている限りの農業委員会の中で、ここまでやってもらったことはありません。私も部会長をしたことがあります。3,4ヶ月に一回集まって意見を出し合いましたが、この意見の取りまとめまでされたというのは、私は美祿市の農業委員会としては素晴らしい実績が一つ出来たのではないかというふうに思っております。だから今後、新しい農業委員会の中でこれを発展させていくというのが今度の農業委員さん達の責任になってくるのではないかと私は思います。
9番	国の流れとしては農産物をいかに輸出するかという所に焦点が当たっています。健康に焦点を当てて栽培を考えていかないといいけないと私は思います。肥料、農薬に頼りすぎているのではなかろうかと思えます。やはり原点に戻って考えていく必要があると私は思います。
議長	ありがとうございます。
32番	中野委員が言われたこともあります。先が真っ暗闇という問題もございます。毎月の総会の後に話し合いを行ってきました。様々な意見が出ました。それを全部取り上げたら何十ページになるか分からないと思います。それを何とか集約してまとめました。新しい委員さんになりますので要望を出したいと私は思います。
議長	ありがとうございます。他にご意見ございませんか。よろしければ採決に移りたいと思います。議案6号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。

議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第6号は協議結果を附して市長のほうへ本日の16時に部会長、職務代理、局長、私とで提出に参ります。それでは報告事項に入ります。</p> <p>議事順位第7 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届について議題といたします。番号1、2を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●から南西に2.3kmの位置にあります。農業用倉庫と納屋を建設するための届出でございます。こちらは先程4条でご審議いただいた農家住宅に隣接しております。届出なく昭和31年に納屋、昭和63年に倉庫が建てられまして現在も利用されておる状況でございます。こちらにつきましては、お詫びと今後、農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。</p> <p>2件目。申請地は●●●●●から南西に900mの位置にあります。畑地の一角に農業用倉庫を設置するための届出でございます。こちらの土地につきましては先程3条許可申請された方の全部耕作要件のためのものがございます。こちらにつきましても平成8年の時点で届出なく建設されておるものがございます。こちらも始末書の提出がございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査されました当番委員の報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>2番、野村です。1番ですが先程4条で申請がありました方です。致し方ないと思います。</p>
3番	<p>2番ですが、こちらは3条で申請された方になります。これも仕方ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
19番	<p>1番ですが特にありません。</p>
8番	<p>2番ですが特にありません。</p>
議長	<p>委員の皆さんより何かご意見ございませんか。(異議なしの声) 異議なしの声ありますが、よろしゅうございますか。</p>

委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので以上で報告第1号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第8 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。先程の除外申請の1件目と同様の内容でございます。通信環境を改善するために携帯電話用のアンテナ基地局を設置されるものでございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
3番	3番、藤井です。先程の除外申請の内容になります。ただ今、説明がありました通りです。
議長	ありがとうございます。補足をしておきます。凶面を見ていただくと分かりますように隅の空き地を残さないよう隣接しておる水路や道路等きちんと農地を残さないように借り受けてくれるようになっております。隅を残されても荒廃地になりますので、これまで残さないよう指導をしてまいりましたけれど指導が成果として出てきているようにも思っております。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので以上で報告第2号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第9 報告第3号 畑地造成事前報告について議題といたします。番号1、2を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	2件朗読。 2件とも、ほぼ同一の箇所であるため一括して報告させていただきます。

	<p>1 件目、2 件目。申請地は●●●●●から南西に900mから1kmの位置にある田でございます。申請地の北側で行われる市道の改良工事により、現在より道路と農地の段差が大きくなるため新設される道路の高さに合わせて盛土を行い今後は畑地として管理されるものでございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
3 番	<p>3 番、藤井です。申請地は●●●の裏側になります。問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
9 番	<p>別にございませぬ。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>特に発言もないようでございますので以上で報告第3号を終わらせていただきます。 続きますして議事順位第10 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。 1 件目。借受人が亡くなられたため、ご親族の方から提出されたものでございます。次の耕作者については現在、探されている状況でございます。以上、報告いたします。</p>
議長 20 番	<p>ありがとうございます。阿座上委員よろしく申し上げます。 今やっておりますので、お時間下さい。</p>

議長	委員の皆さんより何かご意見ございますか。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので以上で報告第4号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第11 報告第5号 農地転用現況証明について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。田が1筆でございます。平成5年に耕作放棄後、手つかずの状態です。笹や雑木が繁茂している状況でございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
2番	2番、野村です。1番ですが写真でもありますが雑木等が繁茂している状況で致し方ないと思います。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
14番	14番、田口です。野村委員さんが言われた通り問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので以上で報告第5号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第12 報告第6号 農振法に基づく農用地の軽微な変更について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。

委員	はい。
議長	<p>私の方から1点ほどお願いをしておきます。●●●●●ですが所得の欄は千円で切り捨てないで1円の台まで全部入れてほしいというのと。事業年度の何年前とではなく1期、2期、3期というふうにさせていただけたらと思います。よろしくご協力お願いいたします。特に発言もないようでございますので以上で報告第7号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第14 報告第8号 目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び活動計画の決定について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>まず平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ですが農業振興部会の方で先程、議案にもありました意見書を作りながら活動計画の点検と、そして活動計画をまとめたものでございます。平成28年度の点検・評価の方ですが1ページ目に活動計画に記載された時と同じような内容を決められた基準に従って面積を記入したものになります。2ページ目1番、担い手への農地の利用集積・集約化ですが1番の現状は平成28年の活動計画と本来は同じようになりますが6月に農業委員会の研修会で、ここの数字の取り方に変更がございましたので部会の方で話し合っている数字と違っていています。これまでは実際の面積を記入しておりましたが、ここは担い手及び農地利用の実態に関する調査がありまして、そちらの数字を利用して下さいということで集積面積が1,232ヘクタール、集積率が31%に変わりました。2番、目標及びその実績ですが集積実績も1,213ヘクタールになりました。集積目標面積も当初は実際の集積面積プラス25ヘクタールを合わせたもので記入しておりましたが上の1,232ヘクタールと目標面積25ヘクタールを合わせたものが1,257ヘクタールになりまして集積目標面積になります。そして実際の集積面積ですが1,213ヘクタールとなりまして達成状況は当初は107%ございましたが96%になりました。3番以降は農業振興部会で話し合っていた結果でございます。3番の活動実績は10月17日に農地流動化推進会議を開催し10月から2月に農地流動化推進員が農地の利用集積に向けた掘り起こし活動を集中的に行ったということでございます。4番の目標に対する評価ですが農業委員による貸し手、借り手の情報収集を行う中で目標を定めた結果に加え高齢等の理由により担い手が認定の更新をされない方が増える中ではあったが結果として目標面積を上回ることが出来たということでございます。活動に対する評価ですが農地流動化会議を早め規模拡大を目指す担い手にあっせんが行えた。結果として活動の評価としては妥当であるということでございます。今、読んで分かりましたが目標達成が出来なかったということで、ここは修正させていただきます。3ページ目の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが1番は平成28年の計画をそのまま書いてあります。2番の目標ですが参入実績は●●さんの参入によりまして1経営体となっています。参入面積ですが実績面積は実際の取得にはいたりませんでした。1.1ヘクタール使用</p>

貸借で利用権設定をされました。結果、達成状況は1経営体で100%ですが取得ということになりますので結果としては0%になりました。3番の活動実績ですが県農林事務所、市農林課、JA、共済組合、農林振興公社、農業委員会から構成される美祢市地域担い手育成総合支援協議会が平成28年度末までの目標数値を定めておりますので、その目標値に向かって農業委員会も連携して取り組むところでございます。4番の目標に対する評価ですが現状としては目標値は高いですが美祢市担い手育成協議会が平成27年度末にこの目標値を定めておりますので農業委員会も一緒に取り組むため目標値としては妥当であるということでございます。活動に対する評価ですが農地取得までには至らなかったが1.1ヘクタールを5年間利用権設定できました。結果としては新規参入者数の目標は達成出来たということで書いております。次に4ページ目の遊休農地に関する措置に関する評価でございます。1番の現状、課題はそのままでございます。2番の目標及び実績ですが解消目標面積は3ヘクタールですが解消実績は1.1ヘクタールありましたので達成状況といたしましては36.6%となりました。3番の活動実績ですが農地の利用状況調査。これは農業委員さん全体で36名、昨年7月から8月にかけてやっております。調査結果の取りまとめは8月から11月に行いました。結果としては農地の利用意向調査ということで、全体で3.8ヘクタール、317筆遊休農地があるということになっております。その他の活動といたしまして農業委員による無断転用も合わせた日々の監視活動を行っているということでございます。4番の目標及び活動に対する評価ですが目標に対する評価は遊休農地の解消は地権者の理解を伴うものであり目標としては妥当。活動に対する評価ですが計画通り活動し地権者の理解もあり遊休農地を1.1ヘクタール解消出来たということではしております。5ページ目の違反転用への適正な対応でございます。1番の現状は昨年と同じでございます。2番の実績ですが0ヘクタールでございます。3番の活動計画、実績及び評価ですが活動実績は7月に広報「げんきみね。」及びホームページへ掲載し農業者等への周知を行った。7月から8月にかけて農地パトロール（利用状況調査）を実施し違反転用の発見に努めました。日頃の監視活動の中で違反転用の早期発見に努め是正等の指導を行ったということでございます。活動に対する評価ですが計画通り実行し新たな違反転用はなかったということにしております。6ページ目の農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ですが総会で3条、4条、5条を何件ぐらい処理したかという件数でございます。1番の3条ですが年間処理件数34件ありまして許可も34件で不許可はありませんでした。2番の転用等の状況ですが年間処理件数は4条、5条合わせまして61件ございました。3番の農地所有適格法人からの報告への対応ですが管内の農地所有適格法人は32法人ありまして、そのうち27法人から報告書を提出してもらっています。5法人の提出されなかった理由につきましては2法人が期日未到来、3法人が農地を所有しないための提出不要ということです。3法人ほど指導したのちに提出された法人でございます。対応法人ですが今後、事業年度終了後3ヶ月以内に報告書を出すように指導をしたということでございます。4番の情報の提供等です。賃借料情報の調査・提供でございますが利用権設定等で設定されたもので1年間の調査件数を載しております。708件ほどありまして、この賃料の最低と最高そして平均をホームページと広報へ掲載しております。農地の権利移動等の状況把握については利用権設定された件数で昨年までは筆数を書いておりましたが件数を

書いて下さいということで件数に修正いたしました。これが一年間で646件ございました。続きまして農地台帳の整備ですが農業委員会の農家台帳というのがございまして市の税務、住基と突合したかということでございますが一応、年に一回突合していません。8ページ目の地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございます。農地利用最適化等に関する事務ということで私の意見をそのまま農地振興部会さんが取り入れていただきました。農業委員の選挙制度が廃止され公募により募集を行い市長の任命により議会の同意を受けるようになっております。最適化推進委員も公募を行い農業委員会が委嘱するようになったが余計に事務の混乱を招き地元不在地区の発生や事務の複雑化、期間の長期化また認定農業者を過半を占めるようになっております。認定農業者は、それほど暇ではないと思います。全くメリットがない施策であると思っております。対処内容としては次回からやめて今まで通りのやり方が一番いいのではないかと考えておりました私の意見を書かさせていただきました。事務の実施状況の公表ですが1番の総会等の議事録の公表はホームページ、紙ベースでも事務局に備え付けてございます。2番の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出ですが各部会さんで話し合ってもらったことがあると思います。山口県農業会議が県に要望する内容でございます、その内容を記載しております。内容といたしましては大きく3つございます。1. 補助金の拡大。小規模土地改良事業の補助金拡大、鳥獣害対策費の全額補助、生産調整補助金の代わりになる物を法人だけでなく認定農業者や個人にも同じような補助金を出してほしいということで要望をしております。2. 鳥獣害対策。3. 境界がはっきりしていないと農地中間管理機構も借り受け出来ないのので中山間での地籍調査を優先してほしい。ということをお願いしております。3番の活動計画の点検・評価の公表ですが今まで通りホームページに公表しております。これらが平成28年度の活動の点検になります。続きまして平成29年度の活動計画でございます。1ページ目は決められた項目に従って数字をひらっております。農林業センサスとか、そういうもので数字をひらっております。2ページ目の担い手への農地の利用集積・集約化でございます。1番の現状及び課題ですが現状は先程、平成28年の活動の点検の数字があがってくるようになります。それで課題や目標を農業振興部会で協議いたしました。課題といたしまして農業従事者の高齢化や後継者不足により離農する農家が増加傾向にあるなか担い手への利用集積はわずかでも進んでいる。規模拡大する担い手はいるが農産物の価格低迷が意欲を阻害し利用集積は難しいということが課題でございます。2番の目標及び活動計画ですが1,213ヘクタールがこれまでの集積面積でありまして、そのうち新規集積面積が25ヘクタールありますので、これを足したもの1,238ヘクタールが平成29年度の目標になります。活動計画ですが11月に農地流動化推進会議を開催。11月から2月に農地流動化推進員が農地の利用集積に向けた掘り起こしと推進活動を集中的に行うというようにしております。今、利用権設定は最適化推進委員のほうが行うようになってはおりますが、どうなるか分かりませんので農業委員さん、最適化推進委員さんと書いてあります。次に新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが課題は、新規就農者はゼロからのスタートであり住居確保に始まり農業技術、農地確保、資金面、販売先と多種多様である。また45歳以上の参入は支援策も少ないため、これらの課題を軽減することが新規就農促進と考えております。2番の参入目標ですが2経営体、参入目標面積は美祢市

	<p>の下限面積は10アール以上になっておりますので、これに合わせて0.1ヘクタールとしました。活動の計画ですが県農林事務所、市農林課、JA、共済組合、農林振興公社、農業委員会から構成される美祢市地域担い手育成総合支援協議会の計画通り進めたいと思っておりますので、その内容を記載しております。3ページ目の遊休農地に関する措置でございます。1番の課題ですが遊休農地の解消を進めるなか農業従事者の高齢化や後継者不足また有害鳥獣被害により新たな遊休農地が発生すると予見される。また利用意向調査を踏まえながら農林課と協力し所有者への指導や利用集積を進める取り組みが必要となるということが課題となっております。2番の目標及び活動計画ですが目標といたしまして旧市町で各1ヘクタール目標といたしまして3ヘクタール。利用状況調査の人数ですが農業委員が19名、推進委員が25名あわせて44名の体制で考えております。調査時期ですが今年は改選がありますので8月から9月に行いたいと考えております。調査方法は昨年と同じ形でやりたいと思っております。利用意向調査も要綱で決められておりますので11月に実施、調査結果取りまとめも11月から12月にしたいと思っております。次に違反転用への適正な対応ですが1番の課題については農地の一部だけを農地以外に転用されるケースがあるので日頃からの監視活動や広報誌にアピールすることが重要であると考えております。2番の平成29年度の活動計画ですが当初7月にしておりましたが8月に修正いたしました。8月の広報誌「げんきみね。」と市のホームページに掲載し農業者等への周知を行います。8月から9月にかけて農地パトロール（利用状況調査）を実施したいと考えております。日頃からの監視活動のなかで違反転用の早期発見に努め、是正等の指導を行うということでございます。以上が農業振興部会で考えました活動計画の点検と次年度の活動計画でございます。今までパブリックコメントをするようになっておりましたが平成28年から変わりました今年6月30日までに、この内容をホームページへ公表しなさいということでございます。それから取りまとめた結果を7月15日までに県へ送付するような流れになっております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画ですが委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしければ、このままホームページへ掲載して県へ報告したいと思っておりますがよろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>ありがとうございます。発言もないようでございますので以上で報告第8号を終わらさせていただきます。 続きまして議事順位第15 その他の項になりますが最初に私が挨拶の中で提案しておきました委員の選任をしていただきたいと思います。委員になれる委員さんの名前を読み上げます。今から名前を読み上げる委員さんで秋芳地区、美東地区2名ずつ。そし</p>

	<p>て旧美祢市から3名、合計7名を選出していただきたいと思います。永富委員、野村(久)委員、三好(堯)委員、平嶋委員、井町委員、岸委員、井上(兼)委員。以上の皆さんは、すみませんがそれぞれの地区に分かれて選出をしていただきたいというふうに思います。5分間、休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p> <p>それでは総会を再開いたします。説明が悪かったようなので、もう一度説明をいたします。最適化推進委員を今、募集をかけております。この20日までが期限でございますけれど20日を過ぎましたら現在、定員には達しております。それで定員をオーバーした時には、その中から定員以内に絞らなければいけません。ただ担当地区が決まっておりますので担当地区に合わせたように募集をかけて今現時点では定員いっぱいになっております。その人達を推薦をするための推薦会議でございます。ですので本人が出ておられる方、それとその方を推薦した方については今のメンバーから外されております。例えば私が職務代理を推薦していて私がメンバーに入って職務代理がいいとなった時に、それはおかしくなりますので外されているということでございます。それでは出していただいた委員さんの名前を発表いたします。永富委員、野村(久)委員、三好(堯)委員、平嶋委員、井町委員、岸委員、井上(兼)委員。この7名でよろしゅうございますか。よろしければ挙手をお願いいたします。</p>
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よってただ今、発表しました7名を推薦委員会の委員といたします。後日、事務局より会議の招集があると思いますのでご協力お願いいたします。それでは事務局より事務連絡お願いします。
事務局	今後の日程についてお知らせいたします。次回の総会は7月14日の金曜日。午後2時から美祢市勤労青少年ホーム2階の大会議室で行います。農業相談日は7月11日の火曜日。美祢地区につきましては石田委員さん。美東地区につきましては桑原委員さん。秋芳地区につきましては伊藤委員さんでございます。現地調査ですが7月6日の木曜日。9時から16時を予定しております。当番委員は永富委員、桑原委員でございます。以上でございます。

12番	<p>三好です。今回の市の改革で秋芳と美東の総合支所から農業委員会がなくなりました。職員さんも総合支所におられた方が農業委員会の本庁に来られたわけではありません。今回、市長に会いに行かれるということで、この事も話していただきたいと思います。</p>
議長	<p>分かりました。それから前回までに何か意見があれば文書で事務局の方へということでしたが出ておりません。よって三好委員が言われた件につきましては執行部のほうで文書を作りまして市長と議長に対して厳しく言いたいと思います。口頭で言うよりは、やはりきちんとした文書でお願いをしたほうがいいと思いますので、そのようにしたいと思います。持って行った文書につきましては次回の総会で皆さんにお配りしようというふうに思います。執行部のほうへ一任いただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。それでは本日の総会を閉じたいと思います。</p>
	<p>互例。</p>
	<p>午後4時5分閉会。</p>

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成29年6月16日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

